

2012
年 報

IGES

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

Institute for Global Environmental Strategies

IGES

2012年度 年報



Contents 目次

はじめに	2
IGESの概要	3
2012年度 — 研究活動のハイライト	4
気候変動	6
自然資源管理	10
持続可能な消費と生産	12
経済と環境	14
ガバナンスと能力	16
プログラム・マネージメント・オフィス(PMO)の活動	18

研究活動拠点・機関	20
サテライトオフィスの活動	20
国内拠点の活動	23
政府間プログラム・ネットワーク等との連携	24
情報発信・アウトリーチ	26
資料編	29
財務諸表	30
財団概要	32
定款	34

はじめに



理事長 浜中 裕徳

地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立され、2012年4月からは公益財団法人として、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた実践的な政策研究を行っています。

アジア太平洋地域では、急速な経済発展に伴い、都市化やライフスタイルの変化、森林から他の用途への土地利用の転換が加速し、資源の消費量が急増しています。大気や水、森林といった人々の生活の基盤となる自然資源の汚染や枯渇、廃棄物の増加、温室効果ガスの排出の増大など、様々な環境問題が生じています。また、貧困問題も引き続き、この地域が抱える大きな問題です。このような問題を克服し、持続可能な社会を実現するためには、従来型の発展パターンとは異なる、新たな価値観に基づく低炭素型で資源消費の少ない発展を可能とする戦略の策定が喫緊の課題となっています。

設立15周年の節目を迎える中、IGESは2013年4月に新たに第6期統合的戦略研究計画を開始しました。各国政府、地方自治体、国際機関、研究機関、企業、NGOそして市民の皆様との連携をさらに深めながら、低炭素で資源消費の少ない持続可能なアジア太平洋に向けた研究を進めるとともに、国際レベル及び関係各国、自治体における政策形成プロセスに係わり、有効な政策提言を積極的に行うことにより、“チェンジ・エージェント”として、持続可能な社会への移行と人々の生活の質の改善の促進を目指します。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



所長 森 秀行

2012年度は、環境と開発をテーマとした地球サミットから20周年を迎え、国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催されるなど、持続可能な開発に向けた国際社会の取り組みが活発化した一年でした。IGESではリオ+20に向けた研究活動を全所あげて実施し、政策提言や情報分析

等、準備会合の段階から精力的に係わってきました。2012年6月の会期中には、持続可能で対応力のある社会をテーマにサイドイベントを開催したほか、東日本大震災からの復興に向けた政策提言を盛り込んだポリシー・レポートを発表しました。また、7月に横浜で開催した「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2012)」では、国内外から延べ1,100名を超える参加を得て、リオ+20の成果をいち早く検証するとともに、環境と開発に関するタイムリーな議論を深めました。さらに、IGES白書「アジア太平洋地域のグリーン・ガバナンス」を発表し、持続可能な開発の実現にあたり、グリーン経済への移行を促す抜本的なガバナンス改革が求められている点を示しました。

また、2012年度には、国際労働機関、国連気候変動枠組条約事務局、アジア工科大学、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の他、ベトナムやバングラデシュの研究機関等と研究協力協定を締結し、新たな共同研究プログラムが始動するなど、IGESの研究ネットワークを一層強化・拡充することができました。

今後も、持続可能な開発の実現に向けた研究と政策の橋渡しを務め、政策形成プロセスや国際的な議論に対する一層の影響強化を目指していきます。

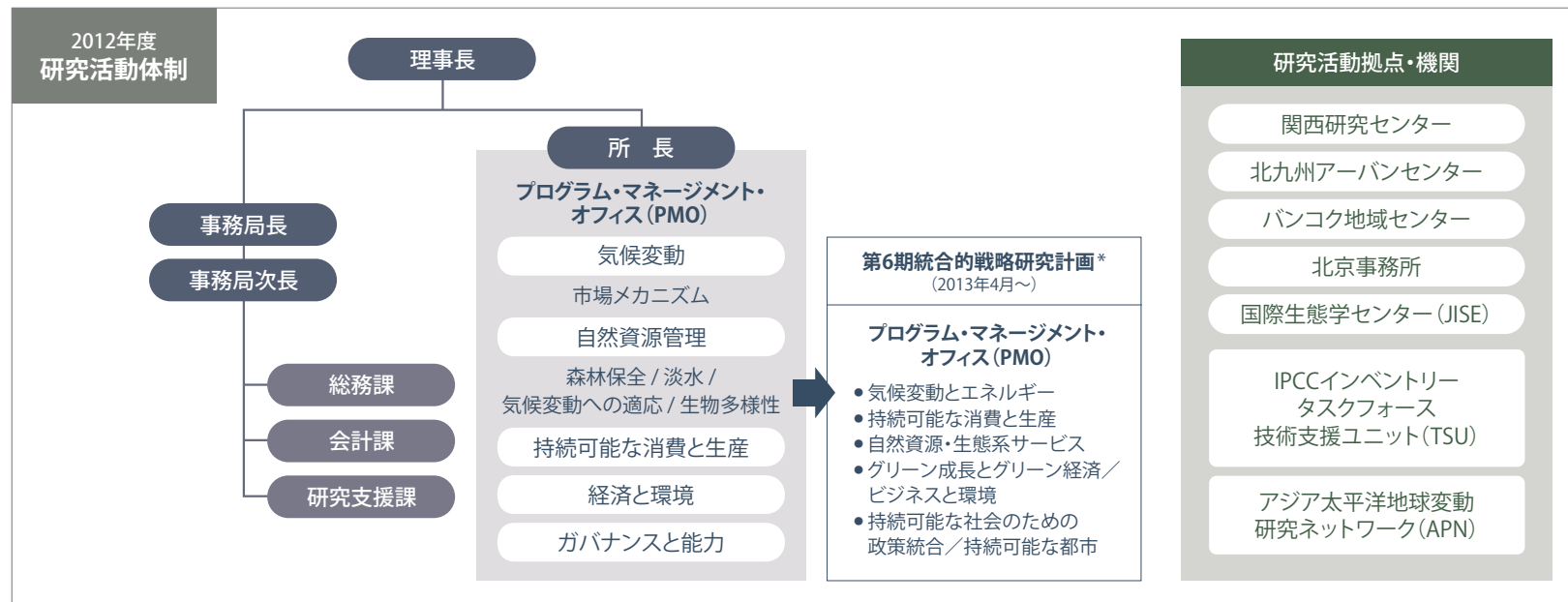
IGESの概要

IGESが目指すもの

急速な経済発展に伴い環境問題が深刻化するアジア太平洋地域では、環境と開発の両立が喫緊の課題となっており、低炭素型で持続可能な開発への道筋を示すことが求められています。IGESは、国際機関・各国政府・地方自治体・研究機関・企業・NGO等の多様なステークホルダー（関係者）と協力しながら、持続可能な開発を実現するための戦略を立て、アジア太平洋地域のニーズに基づいた政策形成に貢献していきます。

研究活動

2012年度は、第5期統合的戦略研究計画（2010年4月～2013年3月）に基づき、各研究部門間の調整や分野横断的研究を行うプログラム・マネジメント・オフィス（PMO）の下で、気候変動、自然資源管理、持続可能な消費と生産、経済、ガバナンスに焦点を当てた研究活動を実施しました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。



* 2013年4月から第6期統合的戦略研究計画を開始。

2012年度 — 研究活動のハイライト

IGES白書の発表

IGESでは、2年に一度、アジア太平洋地域における重要な政策アジェンダに焦点を当てたIGES白書を発表しています。2012年度には、第4巻となる白書「アジア太平洋地域のグリーン・ガバナンス：低炭素で持続可能なアジア太平洋に向けて」を発表しました。今回の白書では、持続可能な開発の実現にあたり、アジア太平洋地域で求められるグリーン経済への移行を促すガバナンス改革として、域内の情報共有・能力開発を行う正式なセンターをまず設立し、段階的プロセスを経て、最終的には地域の環境機関を設立することを提言しました。本白書は、6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）にあわせて発表され、国連環境計画が10月にインド・ハイデラバードで開催したアジア太平洋準地域環境政策対話では公式文書として活用されました。

気候変動問題に対する取り組み

国連気候変動枠組条約の下、全ての国が参加する2020年からの気候安定化の枠組み作りを目指した交渉が進む中、気候変動問題に対する取り組みを活発に展開しました。2012年10月に中国の政策担当者らと意見を交わすワークショップを開催し、産業別の低炭素化に向けた取り組みや低炭素型発展の在り方について議論を深めました。2013年2月には日本とインドの政策担当者・研究者間の対話をインド



日中政策研究ワークショップ

で実施しました。また、カタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）では政府代表団に加わり、国際交渉において実質的な貢献を行うとともに、アジアの低炭素発展に関するサイドイベントを開催しました。さらに、途上国における森林減少・劣化による排出削減（REDD+）や途上国による適切な緩和行動の実施に対するMRV（測定・報告・検証）に関する政策提言を、ポリシー・ブリーフ等を通じてタイムリーに発表しました。

2015年以降の持続可能な開発プロセスに向けた取り組み

IGESは、国連持続可能な開発会議（リオ+20）に向けた研究活動を精力的に展開してきました。リオ+20会期中には、サイドイベントにおいて研究成果を発表したほか、リオ+20に関する一連の政策提言や、IGESが全所を挙げて取り組み、東日本大震災からの復興に向けた提言を盛り込んだポリシー・レポート「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」を発表しました。また、リオ+20を契機に、ポスト・ミレニアム開発目標（ポストMDGs）及びリオ+20で採択された持続可能な開発目標（SDGs）とその効果的な実践のための研究を開始し、第一線の研究機関・NGOから構成される「SDGsに関する独立研究フォーラム2015」等を通して国際的な研究活動を展開しました。



リオ+20でのIGESサイドイベント

福島の効果的な除染に向けた アクション・リサーチ

福島第一原発事故を受け、IGESは2012年度から「効果的な除染に関する福島アクション・リサーチ(Fukushima Action Research on Effective Decontamination Operation: FAIRDO)」*を開始しました。鈴木浩福島大学名誉教授(福島県復興ビジョン検討委員会座長)を研究リーダーとし、ドイツ持続性高等研究所(IASS)、カールスルーエ工科大学、ドイツ連邦放射線防護庁をはじめとするパートナー機関からの協力を得て、福島を含む国内外の専門家と共に学際的チームを立ち上げました。チェルノブイリ原発事故後、除染に関するガイドラインをまとめたEURANOSプロジェクト**をはじめとする欧州での経験・知見をもとに、福島の自治体や地域コミュニティと連携を図りながら、効果的な除染実施の提案に向けた研究を進めました。

*平成24年度環境研究総合推進費の支援による。

**欧州委員会の下で、欧州23カ国から合計50の研究・災害関係機関が参画。



除染に関する公開シンポジウム



福島での現地視察

研究機関・国際機関との連携強化

2012年度には、アジアの研究コミュニティから構成される「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」の事務局業務及び世界中の研究機関・国際機関・NGOが参加する「持続可能な消費と生産に関する国際研究フォーラム」への支援を開始しました。また、アジア太平洋地域における持続可能な開発に関する研究協力強化に向けた協定を以下の機関とそれぞれ締結しました。

締結	機関
2012年 7月	マイクロファイナンス研究所、 バングラデシュ国際戦略研究機関(バングラデシュ)
2012年 8月	アジア工科大学、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
2012年10月	国際労働機関(ILO)
2012年10月	国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局
2012年12月	天然資源・環境戦略政策研究所(ベトナム)



ILOとの協定締結式

気候変動



1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地球温暖化の影響を最も深刻に被ることが懸念されており、気候変動問題に対する取り組みは極めて緊急性の高い課題のひとつです。本研究分野では、アジア各国の基本的な開発ニーズを把握しつつ、低炭素かつ持続可能な開発を推進する方策について戦略研究を通じて検討・提言を行いました。

2 2012年度の主な活動

アジアにおける持続可能な低炭素型発展

アジアの新興国における持続可能な低炭素型発展において国内政治制度が

果たす役割を分析するとともに、低炭素型技術及びシステムへのリープフロッギング(蛙跳び)を促すメカニズムについて研究しました。

2012年10月には「気候変動に係る日中政策研究ワークショップ」を中国・北京でエネルギー研究所と開催し、分野別の低炭素化へ向けた取り組みや低炭素型発展に向けた日中協力の在り方等について意見交換を行いました。11月にはミャンマー

Second Myanmar Forum: MOVING FORWARD

SECOND SEGMENT DAY TWO
Applying Transformational Technology and Management for
Green Economy Green Growth



ミャンマーのグリーン経済に関する国際フォーラム

の持続可能な開発について議論を行う「グリーン経済・グリーン成長に関する第2回ミャンマーフォーラム」に参加し、低炭素成長戦略に基づくリープフロッギング型の発展を提言したほか、カタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)において、サイドイベント「アジアにおける低炭素未来への道」をGreenhouse Gas Management Institute (GHGI) 及びClimateWorks Foundationと開催しました。(本イベントの様子がNHKニュースにて放映されました。)



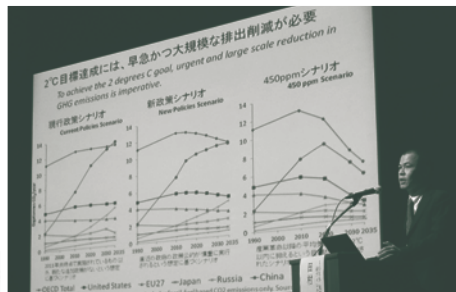
COP18でのIGESサイドイベント

気候変動の将来枠組み

将来枠組みにおける衡平性のあり方や、枠組みの重要な構成要素であるMRV(測定・報告・検証)制度、資金メカニズム等に関するアジア各国の交渉ポジションを分析したほか、合意事項の国内実施の可能性について考察を行いました。COP18では、日本政府代表団に加わり、国際交渉において実質的な貢献を行いました。また、2013年3月には、COP18の結果をもとに世界各国の交渉責任者と今後の課題を議論する公開シンポジウムを東京で開催しました。



各国の交渉責任者と将来枠組みを議論



MRV(測定・報告・検証)制度の構築

途上国による適切な緩和行動(NAMAs)*の実施に対するMRV体制について、アジア各国の交渉ポジションを把握しながら、アジアの途上国においてどのようにMRV体制構築を進めるのかについて研究を行いました。一連の研究成果としてポリシー・ブリーフ「From NAMAs to Low Carbon Development in Southeast Asia: Technical, Mainstreaming, and Institutional Dimensions」をとりまとめ、東南アジア諸国のNAMA策定プロセスの進捗状況を考察するとともに、途上国の政策担当者ならびに国際援助機関に対する提言を示しました。

* 途上国が自ら温室効果ガスの排出削減・抑制を図ること。

アジアにおけるコベネフィット・アプローチ

アジアの主要産業部門においてコベネフィット(温暖化対策により、大気汚染改善やエネルギー効率改善、経済発展等の面でもたらされる効果)を最大化する政策策定に向けた研究を実施しました。研究成果をポリシー・ブリーフとしてとりまとめたほか、「アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)」の事務局として、アジア各国・関係機関の連携を支援しました。

低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)

LCS-RNetは、G8環境大臣会合において設立が合意された低炭素社会研究に関する国際イニシアティブです。IGESは一研究機関として参加するとともに、事務局としてネットワークの運営を支援しています。2012年度には、低炭素社会政策研究ネットワークとしての知見を集約し、英国のジャーナル「Climate Policy」特集号を出版しました。また、2012年4月、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話会合のサイドイベントでは、アジアにおける低炭素研究の基盤を構築すべく、「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を立ち上げました。

再生可能エネルギーモデルの開発

東日本大震災を受け、持続可能性及び安全性の観点から最適なエネルギー・ミックスについて検討を行い、日本の長期エネルギー・CO₂排出シナリオに関する研究成果を発表しました。また、米国・世界資源研究所(WRI)を中心に、世界の研究機関が参画するオープン気候ネットワーク(Open Climate Network)に加わり、日本における再生可能エネルギーの発展に関する研究を担いました。

3 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「From NAMAs to Low Carbon Development in Southeast Asia: Technical, Mainstreaming, and Institutional Dimensions」
- ワーキングペーパーシリーズ
 - 「革新的エネルギー・環境戦略を考える:活動量の見直し、資源の有効利用、グリーン投資によって更なる節エネ・CO₂排出削減は可能」
 - 「今後の温暖化対策国際枠組みと気候単独主義」

- 「MRV Challenges of Integrating National Initiatives into International Mechanisms: A case of perform, achieve and trade mechanism in India」
- 「Designing Adaptation Finance for the Green Climate Fund: Challenges and opportunities drawn from existing multilateral funds for adaptation」
- 「Bridging Research and Policy on Short-Lived Climate Pollutants (SLCPs) in Asia」

- ニュースレター「クライメート・エッジ」

新たな市場メカニズム実施のための キャパシティ・ビルディング

アジア各国における温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、新たな市場メカニズムの制度設計及び既存の市場メカニズムの制度改善を提案し、それらの実施を促進しました。

温室効果ガス削減プロジェクトの発掘・開発支援

アジア各国における温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、アジア9カ国(中国、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル)を対象に各国のニーズに応じた支援を展開しました。具体



35カ国からの参加者とCDMプロジェクトの地理的偏在について議論

的には、産業部門別ワークショップの開催、プロジェクト設計書(PDD)作成の技術的コンサルテーション、温室効果ガス削減プロジェクトの妥当性確認・検証、地方政府の研修等を実施しました。また、2012年7月



地理的偏在ワークショップの様子

には、アジア開発銀行(ADB)ならびに国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局と共に、CDMプロジェクトの地理的偏在をテーマとしたワークショップをフィリピン・マニラで開催し、35カ国からの参加者と共に後発開発途上国と島嶼国のCDMプロジェクト登録件数増加に向けた具体的方策を検討しました。

情報提供・普及啓発

効率的に温室効果ガス削減プロジェクトを実施するために、途上国政府、民間事業者等の関係者に対し、新たな市場メカニズムに関する包括的な情報・知見を提供しました。UNFCCC事務局に提出された2013年度以降の市場メカニズム構築に関する各国の検討案をまとめた「図解 新しい市場メカニズム」をいち早く出版したほか、CDM制度改革に向けた研究を進め、改革提案レポート「次世代のクリーン開発メカニズム(CDM) 2.0に向けて」を発表しました。



CDM能力開発ワークショップ
(上:ベトナム、下:インドネシア)

組織体制の支援

途上国による適切な緩和行動(NAMA)クレジット、二国間クレジット、国内排出量取引制度、オフセットクレジット(VER)制度といった様々な形態の新たな市場メカニズムを実施するための運営体制と、温室効果ガス排出量・削減量を測定・報告・検証(MRV)する体制の構築に向けた支援を実施しました。アジアにおける事例を検証し、効果的なMRVの策定・実施に関する知見をまとめたポリシー・レポート「低炭素発展のためのMRV:アジアの経験から学ぶ」を発表したほか、2013年3月にはMRV国際シンポジウム「アジアを低炭素な社会にしていく仕組みづくり:温暖化対策のためのMRVを通じたパートナーシップの構築に向けて」を東京で開催し、IGESが分野横断的に取り組んだ研究成果を報告しました。



電力排出係数ワークショップ(フィリピン)

市場メカニズム分野：主な出版物・データベース

- ポリシー・レポート「次世代のクリーン開発メカニズム(CDM) 2.0に向けて」
- ポリシー・レポート「低炭素発展のための測定・報告・検証(MRV):アジアの経験から学ぶ」
- ポリシー・ブリーフ「温室効果ガス排出量/削減量のMRVの類型化: NAMAそしてMRVをめぐる議論の整理のために」
- ポリシー・ブリーフ「COP18決定による日本の京都メカニズム活用への影響」

【新市場メカニズム関連】

- 「図解 新しい市場メカニズム」

【京都議定書関連】

- 「図解 京都メカニズム」
- 「CDM in Charts」
- 「温室効果ガス排出量データ」
- 「国別登録簿データベース」

【CDM/JIデータベース】

- 「CDMプロジェクトデータベース」
- 「CDMプロジェクトデータ分析・CER供給予測」
- 「CDMモニタリング・発行データベース」
- 「CDM再審査・却下プロジェクトデータベース/データ分析」
- 「CDM投資分析データベース」
- 「プログラムCDM(PoA) データベース」
- 「プログラムCDM(PoA) サマリー」
- 「JIプロジェクトデータベース」

【その他CDM関連情報】

- 「プログラムCDM(PoA) テンプレート」
- 「市場メカニズム国別ハンドブック」
- 「グリッド排出係数関連データ」
- 「排出削減計算シートシリーズ」

自然資源管理



1 第5期の研究概要

「森林保全」「気候変動への適応」「淡水資源管理」及び「生態系サービスへの支払い」に焦点を当て、アジア太平洋地域の自然資源保全と持続可能な利用を推進するための政策研究及び能力開発を広範に実施しました。

2 2012年度の主な活動

途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD+)

REDD+は途上国の森林減少によって排出される温室効果ガスを削減するために、森林保全活動に対して報酬を提供しようとする国際的な取り組みです。IGESは、グッドガバナンスとステークホルダーの参加に重点を置きながら

REDD+に関する研究活動を展開しています。アジア5カ国(ラオス、インドネシア、パプアニューギニア、カンボジア、ベトナム)において、現地パートナー機関と地域コミュニティ参加型の森林炭素計測手法の開発を進め、知見をポリシー・ブリーフ「REDD+のためのコミュニティ主体の森林モニタリング:現場から得られた教訓と考察」として発表し、Global Observation of Forest and Land Cover Dynamicsにも引用されました。また、主要な国際交渉におけるREDD+に関する議論の動向を分析したブリーフィング・ノートをタイムリーに発表すると共に、国レベルのREDD+準備活動やREDD+プロジェクトの概要を収めた「REDD+オンラインデータベース」の拡充を図りました。



地域住民が参加する森林モニタリングを支援

林産物取引に関する研究

合法的かつ持続可能な木材貿易を推進している国際NGOで構成されるパートナーシップ「アジアにおける責任ある林業及び木材貿易 (RAFT)」に参

加しました。そして、木材取引の合法性・持続性を証明する基準の信頼性確立と使用法に関する研究活動をパプアニューギニアで開始しました。

気候変動への適応

気候変動の影響に対応するための適応能力の向上が重要な課題となる中、ガンジス河流域の農業部門を対象に適応策の促進と適応事例の評価に関する研究を実施し、適応効果指標の研究報告書を出版するとともに、日本の農業政策を取り上げて事例研究を実施しました。また、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) の資金提供により、バングラデシュ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパールの農業部門での適応策のための研修の必要性評価と研修内容の開発を行い、バングラデシュとカンボジアで試験的なプログラムを開始しました。さらに、穀物保険の拡大を妨げる問題を理解するために日本、マレーシア、フィリピン、ベトナムで調査を実施し、一連の研究成果を報告書にとりまとめました。引き続き、適応と災害リスク低減のためのリスク保険に関する研究を継続していきます。また、気候変動へのレジリエンス (対応力) ならびに適応能力の向上を促すマイクロファイナンスの役割に関する共同研究に向けて、バングラデシュ・マイクロファイナンス研究所と研究協力協定を締結しました。



気候変動への適応において議論される穀物保険 (沖縄のサトウキビ畑)

生物多様性及び生態系サービス

生物多様性及び生態系サービスに関する政策・調査研究を広範に実施しました。生物多様性条約の戦略目標「愛知目標」達成に向けたSATOYAMAイニシアティブ (持続的な資源利用を伴う自然共生社会の構築) の有効性に関する研究を国連大学高等研究所と連携して行ったほか、持続可能性指標や生物多様性・生態系サービスの枠組み、生物多様性オフセット制度、ビジネスにおける生物多様性・生態系サービスの主流化等の研究を進めました。また、生物多様性事務局と共に、生物多様性日本基金の中期レビューも実施しました。

淡水資源管理

アジア太平洋水フォーラムの地下水管理知識ハブとして、地下水管理に関する研究ネットワークの構築を進めました。2012年度には、International Water Management Institute (IWMI) 等と連携して、持続可能な地下水利用を通じたラオスの天水農業システムの対応力と生産性を向上させることを目的とした研究を開始しました。また、「アジア水環境パートナーシップ (WEPA)」の事務局として、アジア13カ国の政策立案者と共にアジアの水環境ガバナンス向上に向けた議論を進めるとともに、WEPAから得た知見をもとに、アジア都市部のコベネフィット型排水処理におけるMRV (測定・報告・検証) の研究を実施しました。さらに、水とエネルギーの関係に注目した研究を開始し、エネルギー分野における水制約のアセスメント等を行いました。

3 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「長期電力シナリオと水利用：インドのケーススタディ」
- ポリシー・ブリーフ「REDD+のためのコミュニティ主体の森林モニタリング：現場から得られた教訓と考察」
- ポリシー・レポート「Contributions of the Satoyama Initiative to Mainstreaming Sustainable Use of Biodiversity in Production Landscapes and Seascapes」
- リサーチ・レポート「Adaptation Effectiveness Indicators for Agriculture in the Gangetic Basin」

持続可能な消費と生産



1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域における持続可能な消費と生産パターンの発展を目指し、製品ライフサイクル全体から見た社会での資源利用及びそれに伴う環境影響を改善するための政策に焦点を当てた研究活動を実施しました。

2 2012年度の主な活動

アジアにおける持続可能な消費

アジアにおいて持続可能な消費と生産が喫緊の課題となる中、持続可能な消費パターン及びライフスタイルへの変化を促す効果的なアプローチについて研究活動を展開しました。IGESは、世界中の研究機関や国際機関、NGO等

から構成される「持続可能な消費と生産に関する国際研究フォーラム」の設立メンバーであり、2012年6月にはリオ+20と並行したイベントの開催を支援しました。また、国連環境計画 (UNEP) が世界の優良事例をとりまとめた報告書「持続可能な消費と生産政策に関する国際的展望」のアジア太平洋地域章の執筆を担当したほか、欧州委員会 (EU) SWITCHアジアプログラムによる持続可能な消費と生産及び資源効率に関するアジア17カ国の政策評価を実施しました。さらに、アジア途上国における省エネルギー住宅の推進をテーマとした研究を、中国とインドを事例に実施しました。



IGESが貢献したUNEP報告書の発表

アジアにおける持続可能な資源循環のためのガバナンス

持続可能な資源循環のためのガバナンス向上に向けて、アジアにおける3R (廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用) を促す能力開発ニーズを分析するとともに、中古品と再生資源の貿易を含む、持続性の観点からの資源循環政策の評価手法の開発に着手しました。2012年11月には、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル年次会合の開催を支援したほか、パネルメンバーならびに資源効率に係わる国内外の専門家による公開セミナー「グリーン経済と資源効率：UNEP国際資源パネルによる最新研究成果と資源効率政策動向」を東京で開催し、日本を含めたアジアの今後の発展に向けて、資源生産性向上の重要性を指

摘しました。また、8つの研究機関・大学が参加する「アジア資源循環研究プロジェクト」を通して引き続き3R政策研究の推進を図り、アジア3R推進フォーラム(2013年3月ベトナム・ハノイ)ではファクトシートシリーズの



公開セミナー「グリーン経済と資源効率」

出版を報告するとともに、3R指標に関するバックグラウンドペーパーの作成に貢献しました。また、マレーシア政府による食品廃棄物管理戦略策定、及びベトナム政府による国家3Rプログラムの策定に対して支援を行いました。

複合的な便益をもたらす持続可能な廃棄物管理

廃棄物管理における地方政府の取り組みが、いかに環境の改善と開発に便益をもたらすかについて研究を実施するとともに、地方政府の政策オプションを検討しました。カンボジアにおいては、有機廃棄物管理改善に関する能力開発とパイロットプロジェクトを実施しました。また、温室効果ガスの排出削減にもつながる生物処理方法や、気候変動緩和に対して有効である統合型の都市廃棄物管理を推進する上での国・地方政府の役割と具体的な政策パッケージをまとめたポリシー・ブリーフをそれぞれ発表しました。さらに、途上国の自治体担当者にとっても扱い易い、固形廃棄物管理の温室効果ガス排出量に関するシミュレーションツールを開発・公開しました。

持続可能な製品と物質循環のための化学物質管理

製品中(特に電子機器)に使用される化学物質の管理改善に向けて、ライフサイクルの観点から研究を行いました。リサイクル産業の国際的な認証と品質管理に関する研究を進め、2012年7月に専門家ワークショップをベトナム・ハノイで開催したほか、バーゼル条約プロセスの下での環境上適正な管理(ESM)に関するガイドライン策定に向けた議論に参画しました。



専門家ワークショップで研究発表

3 主な出版物

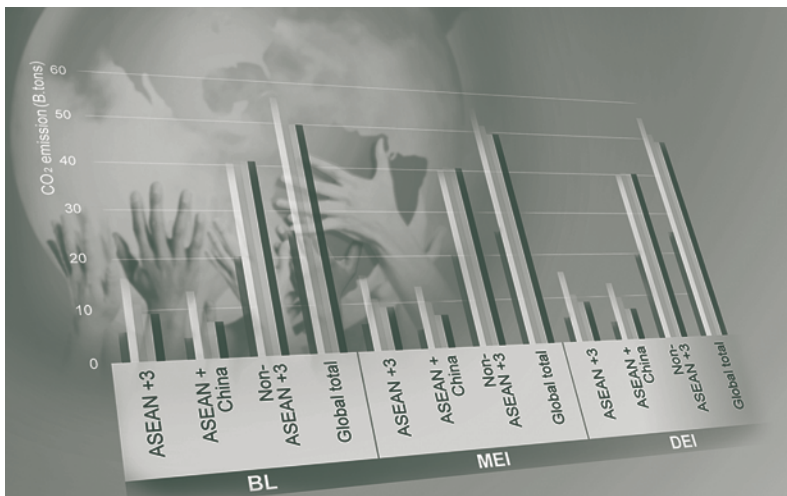
- ポリシー・ブリーフ「有機性廃棄物の持続的管理:国・地方レベルでの協調行動の必要性」
- ポリシー・ブリーフ「気候変動に配慮した廃棄物管理に向けて: 統合型都市廃棄物管理の可能性」
- ポリシー・レポート「A Guide for Sustainable Urban Organic Waste Management in Thailand: Combining Food, Energy, and Climate Co-Benefits」
- 「3R Policy Indicators Fact Sheet Series」
- “Consumer Scapegoatism and Limits to Green Consumerism.” In Global Research Forum on SCP workshop - Global and Regional Research on Sustainable Consumption and Production Systems: Achievements, Challenges and Dialogues. GRF.
- “Integrated Solid Waste Management: an approach for enhancing climate co-benefits through resource recovery”, Journal of Cleaner Production, Available online 19 March 2013
- “Climate Co-benefits of Energy Recovery from Landfill Gas in Developing Asian Cities: A Case Study in Bangkok” Waste Management and Research, accepted to be published.

サイエンス・カフェ「持続可能な地球—人口と資源の未来—」

ノーベル賞受賞者であるジョン・サルストン卿(英国王立協会フェロー)と語るサイエンス・カフェ「持続可能な地球—人口と資源の未来—」を2012年10月にブリティッシュ・カウンシル及び国連大学と東京で開催しました。英国王立協会がとりまとめた人口と消費に関する報告書「People and the Planet」についてサルストン卿が報告し、IGES研究員が資源効率の研究から得た知見をコメントしたほか、これからの社会・経済のあるべき姿について参加者とともに活発な意見交換を行いました。



経済と環境



1 第5期の研究概要

持続可能な開発に向けた政策の影響を経済面・環境面・社会面から定量的に評価するための経済分析ツールを開発し、「貿易と環境」「グリーン経済」といった新たな課題に対応した政策研究を実施しました。

2 2012年度の主な活動

持続可能な開発のための統合的政策評価

持続可能な開発政策に関する統合的な評価を実施し、天然資源税などの政策が製品ライフサイクル全体でのCO₂排出量（カーボンフットプリント）や天然

資源利用量にどのような影響を与えるかを評価するために、IGESが開発した応用一般均衡(CGЕ)モデルと産業連関(IO)モデルを連携する手法を開発しました。また、国際エネルギー機関(IEA)が使用しているTIMESモデルをはじめとするボトムアップエネルギーモデルの使用に関する能力構築も進め、TIMESモデルを用いて日本の長期エネルギー・CO₂排出シナリオに関する研究を実施し、エネルギーミックスの選択肢に関する経済影響評価をまとめました。さらに、エネルギーシステム分析の最先端ツールであるMESSAGEモデルについては、オーストリア・国際応用システム分析研究所(IIASA)と共同研究を開始し、アジアにおける水とエネルギーの連関について、長期エネルギーシナリオ評価に活用しました。



持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム 公開セッション

貿易に伴う排出量の推計を主要課題とした“環境と貿易”

国際貿易に伴う温室効果ガスの排出量が国内排出量に算入されていない点が排出量の責任分担の公平化等、気候変動政策の議論において重要とされる中、多地域産業連関(MRIO)モデルを用いた定量分析を通じてこれらの課題に取り組み、低炭素社会に向けた政策提言を行いました。例えば、炭素税を入れることによる国際競争力への影響を緩和する方法として検討されている国境税調整措置に関する定量的分析を行いました。これらの研究成果は関連する3本の論文が国連環境計画(UNEP)国際資源パネルの貿易作業部会の報告書案で引用されるなど、学会・研究機関から高い評価を得ています。

経済手法やグリーン投資を通じた“グリーン経済”

グリーン経済政策の主要課題である「持続可能な資源利用」、「生態系サービスの持続的な利用」等について、大学・研究機関と連携して経済分析を進め、研究成果を「The Economics of Biodiversity and Ecosystem Services」(Routledge刊)として出版しました。さらに、2012年7月の持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2012)において、レジリエントな(対応力のある)エネル



UNEP国際資源パネル公開セミナー



ギーシステムの構築を通じたグリーン経済の実現をテーマに公開セッションを開催し、ボトムアップエネルギーモデルを用いた研究成果に基づく議論を行いました。

また、2012年度には、グリーン経済に関する国際的な政策形成プロセスや議論の場において、研究成果を積極的に発信しました。グリーン経済が主要な議題となった国連持続可能な開発会議(リオ+20)に研究成果・知見をインプットしたほか、国連環境計画(UNEP)国際資源パネルへの貢献を深め、資源パネル会合や東京での公開セミナー「グリーン経済と資源効率:UNEP国際資源パネルによる最新研究成果と資源効率政策動向」において研究発表を行いました。さらにIGESが実施したアフリカ開発銀行スタッフへのグリーン成長に関するトレーニング活動にも貢献しました。

3 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「長期電力シナリオと水利用—インドのケーススタディ」
- ポリシー・レポート「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」(第2章)
- 「The Economics of Biodiversity and Ecosystem Services」(Routledge)

ガバナンスと能力



1 第5期の研究概要

アジア太平洋地域の持続可能な開発と環境問題に取り組むためのガバナンスと能力の向上を目指し、問題分析及び政策提言を国際・地域・国家・地方レベルで行いました。

2 2012年度の主な活動

越境大気汚染

東アジアにおいて大気環境管理の国際協力を強化する際の課題を明らかにするために、大学・研究機関との連携を通じて、東アジア地域における大気

環境管理政策の動向調査を行いました。2012年12月に香港で開催された大気質に関するアジア最大の会合「ベター・エア・クオリティ (BAQ2012)」では、アジア各国から参加した専門家が、大気汚染に関する地域協力の強化に向けた様々な方策について発表を行いました。IGESはまた、BAQ2012において、東アジアの大気質管理に向けた新たな国際協力枠組みとして「Asian Science Panel on Air Quality (大気質に関するアジア科学パネル)」の設立を提唱しました。



BAQ2012のセッションでIGESの研究成果を発表



ベター・エア・クオリティ (BAQ2012)

地域のガバナンスと環境協力

ガバナンスと能力グループは、東アジアで展開される国際環境協力のメカニズムについて分析し、またそれを強化するための提言を行うとともに、研究

成果をIGES白書第4巻にまとめました。また、本グループは日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下、中国と韓国の研究機関と協力して東アジアの環境ガバナンスにおける課題について共同研究を進めたほか、環境協力に関するアジア域内での連携基盤の強化を目指す環境省の取り組みである「クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)」の一環として、インドの政策に関する研究を実施しました。

マルチレベル・ガバナンス

2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の主要テーマの一つである「国際環境ガバナンス(IEG)を含めた持続可能な開発のための制度的枠組み(IFSD)」に焦点を当てた研究を実施しました。また、リオ+20の成果のひとつであるポスト2015年開発アジェンダの文脈における持続可能な開発目標(SDGs)の策定に向けたプロセスの開始に関連した研究を、東京工業大学、国連大学高等研究所、及び開発に係わる世界の研究機関・NGOから構成される「SDGsに関する独立研究フォーラム2015」と連携して実施しました。

ローカル・ガバナンス

東日本大震災後の日本におけるエネルギー制度改革に向けた取り組みについて、エネルギー関連市場における消費者行動や家庭での節電動向に焦点を当てた社会調査を実施し、ポリシー・レポート「震災後のエネルギー制度改革・市場と市民の態度」を発表しました。また、タイとフィリピンを事例に、途上国による適切な緩和行動(NAMAs)を通じた地方自治体や地域単位レベルでの低炭素型発展について研究を実施し、政策提言を提示しました。

能力開発と教育

国連大学高等研究所との連携により、持続可能な開発のための教育(ESD)をモニター及び評価するための指標構築に向けたプロジェクトを実施し、アジア太平洋地域におけるESDの国別実施状況、ESDの優良事例の分析、及びESDのモニタリング・評価の枠組みに関するポリシー・レポートをとりまとめ

ました。また、国連環境計画(UNEP)のインドネシアでのパイロットプロジェクト(持続可能な消費のための教育に関する国家ガイドラインの策定)に協力するなど、持続可能な消費と責任あるライフスタイルへの市民社会の積極的な参画を促す上での政府の役割について研究を行いました。

3 主な出版物

- SDG イシュー・ブリーフ「The Role of Governance Post 2015」
- ポリシー・レポート「Education for Sustainable Development: Country Status Reports」
- ポリシー・レポート「Assessment of Learning Performance in Education for Sustainable Development」
- ポリシー・レポート「Monitoring and Evaluation of Education for Sustainable Development」
- ポリシー・レポート「日本の環境協力を再構する～ブラウン経済からグリーン経済への移行を目指して」
- ポリシー・レポート「震災後のエネルギー制度改革・市場と市民の態度」
- ポリシー・ブリーフ「地方自治体による環境国際協力とのための資金調達」
- ポリシー・ブリーフ「Post-2015: Framing a New Approach to Sustainable Development」(with the Independent Research Forum)



低炭素社会に関する企業・自治体との研究会

プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動

1 概要

アジア太平洋地域のニーズに的確に応えるため、IGES全体の統合的戦略研究計画を立て、研究間の調整を行います。また、国際的なネットワーク・フォーラムや様々な機関と連携を深め、アジアの持続可能な開発に向けた取り組みを支援するとともに、分野横断的な研究を実施しています。

2 持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)

持続可能な開発を促す上でアジア太平洋地域の果たすべき役割がますます重要となる中、IGESでは、国際的に活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会し、持続可能な開発に関する広範な議論を行うISAPを年一回開催しています。2012年7月24日～25日に横浜で開催したISAP2012には延べ1,100名が参加し、「持続可能な社会、レジリエントな未来へ」をメインテーマに、持続可能な開発に関する議論を深めました。

全体会合では、国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の成果を検証するとともに、気候変動、レジリエントな (対応力のある) 社会、グリーン経済といった主要課題を取り上げました。さらに、福島原発事故の影響やエネルギー問題、スマートシティへの取り組み等、IGESの研究活動を軸としたタイムリーなテーマ設定の下、多様なパラレルセッションを開催し、最新の研究成果や知見をもとに実践的な政策提言を行いました。また、IGES白書第4巻、及びIGESが執

筆に貢献した国連環境計画 (UNEP) の報告書「第5次地球環境概観 (GE05)」と「持続可能な消費と生産政策に関する国際的展望」を紹介しました。

尚、関連イベントとして、日印国交樹立60周年を記念した国際シンポジウム「持続可能な開発に向けた日印の技術協力の可能性」をISAP2012開催前日に横浜で実施しました。



活発な意見交換が行われたISAP2012

3 国際的な連携強化・ 政策形成プロセスへの貢献

クリーンアジア・イニシアティブ

「低炭素・低公害型社会の促進」「循環型社会の促進」「気候変動に適応し、自然と共生する社会の促進」「市場のグリーン化の促進」を基軸としながら、環境協力に関するアジア域内での連携基盤の確立を目指す環境省の取り組み「クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)」について、CAI推進事務局として、関係各国・国際機関・研究機関と連携しつつ、環境協力に関する情報収集・分析を実施しました。

インドネシア気候変動対策プログラムローンへのモニタリング等支援

日本とフランス両国の政府と世界銀行は、インドネシア政府による気候変動対策の取り組みを支援する政府開発援助(ODA)事業「インドネシア気候変動対策プログラムローン」を実施しています。国際協力機構(JICA)の委託を受け、インドネシア政府による気候変動対策の実施状況モニタリング・評価、望ましい気候変動対策への政策提言等を行い、インドネシアの気候変動対策の強化に貢献しました。

リオ+20／2015年以降の持続可能な開発プロセスに向けた取り組み

2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)に関する研究活動を精力的に展開しました。リオ+20準備プロセスから研究成果を積極的に発信したほか、リオ+20会期中のサイドイベント開催や出版物の発表を通じて、それまでの取り組みの成果を発表しました。また、リオ+20を契機に、ポスト・ミレニアム開発目標(ポストMDGs)及びリオ+20で採択された持続可能な開発目標(SDGs)とその効果的な実践のための研究を開始しました。

4 分野横断的研究の推進

IGES白書

IGESでは、2年に一度、アジア太平洋地域における重要な政策アジェンダに焦点を当てたIGES白書を発表しています。2012年には、第4巻となるIGES白書「アジア太平洋地域のグリーン・ガバナンス:低炭素で持続可能なアジア太平洋に向けて」を出版しました。

福島の効果的な除染に向けたアクション・リサーチ

2012年度から福島の効果的な除染に向けたアクション・リサーチを開始しました。地域の実情を反映した効果的な除染活動が行われるよう、福島大学及び福島の復興に携わる専門家、欧州の研究機関と協働して調査・研究を進めました。

アジア太平洋地域におけるMRV体制構築

アジア途上国の温室効果ガス排出削減量を適切に計測・報告・検証(MRV)する体制構築について、全所的な研究活動を実施しました。2013年3月には、アジアにおけるMRVの最新動向や研究成果を報告する公開シンポジウムを開催し、各国の状況に応じた適切なMRVや能力開発について議論を深めました。

研究活動拠点・機関

1 サテライトオフィスの活動

関西研究センター

関西研究センターでは、「ビジネスと環境」をテーマに、環境・省エネ対策を促進する企業等の民間セクターの行動に焦点を当てた研究を実施しています。具体的には、対象国や地元自治体と連携しながら企業の環境活動を分析するとともに、企業が有する環境・省エネ技術を通じた開発途上国への低炭素技術の適用促進及びコベネフィット技術の普及等を通じて、アジアにおいて持続可能なビジネスを促す戦略策定に向けた政策提言を行っています。

1) インドにおける低炭素技術の適用促進に関する研究

日本の民間企業が有する低炭素技術のインドにおける適用を促すための国際共同研究をインドのエネルギー資源研究所 (TERI) 及び京都大学と進めており、日印双方の官民連携の下、技術の適用を促進する効果的なスキームの開発を進めています。2012年度には、パイロット事業の実施サイトを選定したほか、インドにて現地技術者及び企業関係者を対象にワークショップを開催し、具体的な低炭素技術に関する講義を行うと



インドのパイロット事業実施サイトで設備を確認



インド国内でワークショップを開催

ともに、省エネ・低炭素化が地球温暖化対策に加え、製品の品質向上やコスト低減に効果がある点を示しました。また、低炭素技術を移転する方策についてポリシー・ブリーフ「アジアにおける地球温暖化対策としての技術移転」を発表しました。

2) 北東アジア地域における企業のカーボンパフォーマンス改善のための市場ベースの政策研究

経済的手法(補助金、課税、排出量取引等)に焦点を当て、北東アジア(日本、中国、韓国)の産業セクターにおける効果的かつ効率的な気候変動政策について研究を進めました。具体的には、鉄鋼、セメント、化学分野等を対象とした調査を実施し、現段階で企業の対応可能な炭素価格を示しました。調査分析はまた、政策が企業における炭素税、温室効果ガス排出量取引への多様な計画選択に大きく影響していることを示しました。これらに関する研究成果はエネルギー関係の国際的なジャーナル各誌に掲載されました。

3) ローカル・ビジネス・イニシアティブ研究

関西研究センターが開発し、各家庭に応じた効果的なCO₂削減対策を提案する「うちエコ診断事業」について、兵庫県内での診断データを分析し、各家庭からのCO₂排出構造や削減効果等を検証しました。また、環境省が提唱する環境コンシェルジュ制度について、自治体、エネルギー関連企業、家電量販店等と連携して自立的運用の可能性について検討を進めています。

4) コベネフィット技術に関する研究

第3回アジアコベネフィットパートナーシップ・アドバイザリー会議ならびに、兵庫県、アジア開発銀行にて研究内容を発表したほか、研究調査の成果を論文にとりまとめました。

5) 低炭素発展のための測定・報告・検証 (MRV) に関する研究

日本におけるガスヒートポンプ (GHP) ・電気ヒートポンプ (EHP) の2つの低炭素技術に関する事例研究を実施し、研究成果をポリシー・レポート等の出版物や国内外のシンポジウムを通してタイムリーに発表しました。

国際シンポジウム「固定価格買取制度を踏まえた再生可能エネルギーの普及」を開催

国際シンポジウム「固定価格買取制度を踏まえた再生可能エネルギーの普及：海外の事例と日本における具体的展開」をアジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター及び兵庫県と2013年2月に神戸で開催しました。

2012年7月に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を後押しする固定価格買取制度がスタートし、様々なビジネスチャンスが拡大する中、同制度を活用した再生可能エネルギーの動向やその具体的事例について検証し、再生可能エネルギーの利用促進に向けたメッセージを発信しました。

北九州アーバンセンター

北九州アーバンセンターは、1999年にIGES北九州事務所として開設され、主に国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 及び北九州市との協カプログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。2010年4月に北九州アーバンセンターと改称し、廃棄物管理・公衆衛生・汚染規制・交通等の都市の抱える重要課題を中心に、低炭素で環境的に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組みを促進するための研究を進めています。

1) 「環境的に持続可能な都市」ハイレベルセミナーの支援

2008年の東アジア首脳会議環境大臣会合において推進が決定された「環境的に持続可能な都市 (ESC)」の実現に向け、第4回ハイレベルセミナーが2013年3月にベトナム・ハノイで開催されました。IGESは同セミナーの事務局としてプログラムの策定・運営を担いました。さらに、東南アジア諸国連合

(ASEAN) 事務局と共にASEAN8カ国14都市においてESCモデル都市プログラムを実施し、同地域のESCモデル都市の実現に向けた支援を行っています。



第4回環境的に持続可能な都市 (ESC) ハイレベルセミナーの参加者

2) MRVによる低炭素施策の推進

アジアの自治体レベルにおいて低炭素施策の適用を推進するために、温室効果ガスの排出削減の実施状況を測定・報告・検証 (MRV) する能力強化が求められる中、MRV研修モジュールを作成し、インドネシア、スリランカ、ベトナム、タイを対象とした3週間の研修を実施しました。また、インドネシア・スラバヤ、ベトナム・ホーチミン、タイ・ノンタブリにおいて自治体レベルでのMRV能力開発ワークショップを行いました。

3) アジア諸都市におけるコンポスト化の推進

北九州市及び北九州国際技術協力協会 (KITA) 等との連携の下、インドネシア・スラバヤ市において成功した住民参加型のコンポスト化モデルの普及・拡大を進めており、主にフィリピン、スリランカ、インドネシア等で活動を実施しました。また、アジア開発銀行との協力により、アジア6カ国における大規模コンポスト化の取り組みを調査し、ビジネスに繋げる施策を検討し



家庭用コンポスト・バスケットの配布 (フィリピン・セブ市)

ました。さらに、マレーシア、ベトナム及びケニア・ナイロビ市の3R政策策定に向けた支援を実施しました。

4) 北九州市との連携

北九州市及びKITAと共にアジア低炭素化センター（北九州市）の運営を担い、アジア諸都市の環境対策や環境ビジネスに関する調査研究・情報発信を行いました。また、北九州市との連携の下、途上国に対する民間企業の環境プロジェクトへの支援も実施しました。

バンコク地域センター

バンコク地域センターは、IGESの海外オフィスの一つとして2011年にタイ・バンコクに設置以来、アジア太平洋地域におけるネットワーク・連携の拡充を図っています。同センターは、気候変動への適応や環境セーフガード、持続可能な開発に関する地域ネットワークの事務局を務める傍ら、タイや近隣国における関係者とプロジェクトを運営しています。

1) アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク

持続可能な開発分野の実践者のためのネットワーク「アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク(SDplanNet-Asia & Pacific)」の事務局として、ウェブコンテンツの更新やニュースレターの発行を通じて知見やツールの共有を図り、実践者の能力向上に努めました。

(<http://www.sdplannet-ap.org/>)

2) アジア環境法遵守執行ネットワーク

アジアにおける効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守執行ネットワーク(AECEN)」の事務局として、アジア開発銀行と共に環境アセスメント情報拠点の運営を行い、優良事例の収集を行いました。

(<http://www.aecen.org/>)

3) アジア太平洋適応ネットワーク

国連環境計画アジア太平洋事務所(UNEP ROAP)との連携の下、アジア太平洋地域資源センター(RRC.AP)とストックホルム環境研究所(SEI)と共にアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)の地域ハブを運営し、適応策の主流

化と知識の共有を促しました。APANは2013年3月に第3回適応フォーラムを韓国・仁川で開催し、約500名が参加しました。

(<http://www.asiapacificadapt.net/>)



第3回適応フォーラム

4) 第5次地球環境概観(GEO5)

国連環境計画の報告書「第5次地球環境概観(GEO5)」のアジア太平洋に関する章を担当し、同報告書は2012年度に出版されました。また、2012年からミャンマー、ブータン及び南アジアの環境概況の作成に貢献しています。

5) アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ

米国国際開発庁(USAID)による5カ年プロジェクト「アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ(ADAPT Asia-Pacific)」のプロジェクト・パートナーとして、知識管理プラットフォームを構築し、関係者と様々な知見を共有しました。(<http://www.adaptasiapacific.org/>)

Evening Café

タイムリーなテーマ設定の下、バンコクの国際機関や協力機関の環境専門家らとインフォーマルな場で意見交換を行う「Evening Café」を2012年度より開始しました。



北京事務所<日中協カプロジェクトオフィス>

北京事務所は、中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設(2006年7月)され、日中を基軸とした二国間及び多国間(国際機関を含む)の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。



山東省威海市に建設した分散型生活排水処理施設の外観

1) 水環境保全分野における日中協力

2008年度から実施している「日中水環境パートナーシップ事業(農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力)」の枠組みにおいて、急速な経済発展の下、戦略的かつ包括的な水質管理が必要とされている飲用水源地等の重要水域における、水質汚濁物質削減及び水環境管理に関する政策分析や政策提言を行いました。2012年度には、山東省威海市の農村地域において水汚染物質総量削減モデル事業を実施しました。

2) 中国における気候変動対応能力構築事業

低炭素社会の構築を含めた気候変動政策に係わる「日中気候変動対応協力プログラム」を実施し、中国の中央・地方政府幹部等を対象に、低炭素発展をテーマとした研修を7月～8月に日本で実施しました。



京都府庁を訪問した低炭素発展高級研修代表団一行と関係者

3) その他の協力活動等

日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互惠関係確立のための共同調査研究活動(コベネフィットモデル事業、大気中の窒素酸化物総量削減事業等)に参加しました。

2 国内拠点の活動

国際生態学センター(JISE)

主に植物生態学の立場より持続可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る環境の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を行っています。また、環境や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2012年度は、マレーシア、ブラジル、ケニア、カンボジアの熱帯雨林等の再生に関する研究及び植樹実践活動、アジア太平洋地域の潜在自然植生の調査研究として熱帯雨緑林における群落環的研究、地域生態系の構造・動態・評価の研究としてラオスを対象とした森林劣化抑制のための研究や屋久島を対象とした生物多様性保全／荒廃地植生回復のための研究を推進しました。生物多様性の保全に寄与する植生学研究として水辺環境におけるRDB種群落及び外来植物群落の実態に関する研究や、防災林としての自然林・環境保全林の評価等の継続的な研究を自主財源及び研究助成金の援助の下で推進しました。特に、2011年3月の東日本大震災を受け、震災地における植生被害の調査及び防災・自然再生を目的とした森林「森の防潮堤」の再生のための潜在自然植生及び遷移過程の調査を集中して実施しました。トヨタ財団及び三菱商事復興支援財団の助成の下で研究員全員により青森・岩手・宮城各県の海岸植生を中心に広範な調査・研究を実施し、多面的な成果を収めつつあります。これらの研究成果については、国際植生学会、日本生態学会、植生学会(日本)等での学術的な公表のほか、シンポジウム・フォーラムなど市民を対象とした情報提供も実施しました。

環境保全に資する人材育成事業として、一般市民を対象にした連続講座「いのちの森づくりと生態学」を



調査を行った高田松原の被災地(岩手県陸前高田市)

実施しました。国際協力機構(JICA)の委託を受け、研修事業「アジア・アフリカ地域における荒廃地植生回復」を推進しました。また、市民環境フォーラム「津波と森の防潮堤—日本の海岸線を考える—」や海外での植樹祭の実施などの交流・普及啓発に関する事業も実施しました。



日本人ボランティアも参加して行われた植樹祭
(ケニア マウ・フォレスト)

3 政府間プログラム・ネットワーク等との連携

IPCCインベントリータスクフォース 技術支援ユニット(TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のインベントリータスクフォース(TFI)の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドライン及び関連ツールを開発・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、タスクフォースビューロー(TFB)によって監督されています。

湿地における温室効果ガス排出・吸収のインベントリーに関する追加的ガイダンスの作成プロセスを2011年度に開始し、TSUは2012年度に以下の5つの会議を開催しました。

- 湿地に関する追加的ガイダンスのための査読編集者と統括執筆責任者会議(2012年7月16日、アイルランド・ダブリン)
- 湿地に関する追加的ガイダンスのための第3回主執筆者会議(2012年7月17日～7月19日、アイルランド・ダブリン)



第24回タスクフォースビューロー(TFB)会議

- 熱帯地域の排水された泥炭地に関する第1回執筆者特別会議(2012年10月31日～11月1日、ドイツ・フライジング)
- 熱帯地域の排水された泥炭地に関する第2回執筆者特別会議(2013年1月7日、ドイツ・フライジング)
- 湿地に関する追加的ガイダンスのための第2回サイエンス会議(2013年1月8日～10日、ドイツ・フライジング)

IPCCは京都議定書第7回締約国会合(CMP7)から、京都議定書第3条3及び第3条4の下での土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)活動からの排出及び吸収量の算定方法を再検討し、必要であれば更新することを要請されました。これに対応し、IPCCは第35回総会において「2013 Revised Supplementary Methods and Good Practice Guidance Arising from the Kyoto Protocol」を作成することを決定しました。TSUはこの作業を2012年度に開始し、7回会議を開催しました。

- UNFCCC CMP7からの要請を検討するスコーピング会議(2012年5月1日～4日、スイス・ジュネーブ)
- 統括執筆責任者会議(2012年9月24日、神戸)
- 「2013 Revised Supplementary Methods and Good Practice Guidance Arising from the Kyoto Protocol」に関する専門家会議(2012年9月24日～25日、神戸)
- 第1回主執筆者会議(2012年9月26日～28日、神戸)
- 第2回主執筆者会議(2012年11月12日～14日、オーストラリア・ウォロンゴン)
- 査読編集者と統括執筆責任者会議(2013年3月5日、ノルウェー・オスロ)
- 第3回主執筆者会議(2013年3月5日～8日、ノルウェー・オスロ)



IPCCインベントリータスクフォースに関する記者会見

加えて、TSUはIPCCガイドラインのユーザーを支援するためのその他の活動として、インベントリー関連事項について検討する専門家会議を開催しました。またIPCCガイドラインとグッドプラクティスガイダンス報告書及び関連資料の配布・普及促進等の活動を実施しました。2006年IPCCガイドラインのソフトウェアの初版を2012年5月に公開し、気候変動枠組条約第36回補助機関会合(2012年5月)と第35回IPCC総会においてサイドイベントを開催し、同ソフトウェアを紹介しました。さらには、IPCC排出係数データベース(EFDB)の改善・拡充、データ収集及びEFDB編集委員会会合など専門家会議を開催しました。

TSUが、2012年度に開催した専門家会議は、以下の通りです。

- 第24回タスクフォースビューロー(TFB)会議
(2012年4月30日～5月4日、スイス・ジュネーブ)
- IPCC TFIの活動を紹介する公開会議
(2012年7月20日、アイルランド・ダブリン)
- 第10回EFDB編集委員会会合
(2012年10月1日～4日、マレーシア・ランカウイ)
- 第6回EFDBデータ収集会議(廃棄物セクター対象)
(2012年10月2日～4日、マレーシア・ランカウイ)
- 森林及び温室効果ガスインベントリーにおけるリモートセンシングの利用に関する専門家会議(2012年10月23日～25日、葉山)
- 2006年IPCCガイドラインとソフトウェアに関する専門家会議
(2012年12月12日～14日、インドネシア・バリ)

TSUはUNFCCC、国立環境研究所(NIES)、国際協力機構(JICA)、世界資源研究所(WRI)、韓国の温室効果ガスインベントリー研究センター(GIR)などの他機関が実施しているインベントリー関連のキャパシティビルディングプログラムへ、技術知見とIPCC TFIが開発した資料を提供することによって貢献しています。また、TSUはインベントリーインターンプログラムを継続的に実施しています。これにより、若手科学者に対して、IPCCの温室効果ガスインベントリーのための計算手法を知り、インベントリー関連の応用研究を行うことを通してTSUの仕事に貢献する機会を提供しています。2012年度には、4名のインターン生がこのプログラムを体験しました。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

APNは、アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するとともに、同研究への途上国からの参加を増進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネットワークです(加盟国22カ国)。APN事務局は2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関は、APN政府間会合)。

2012年度には、APN第17回政府間会合で選ばれた23件の地球変動研究公募プロジェクトへの支援を行ったほか、「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」では若手研究者等に対する能力向上



気候変動適応策に関するスコーピングワークショップ

事業(17件)を支援しました。2012年8月に神戸でAPN加盟途上国を対象とした気候変動適応策に関するスコーピングワークショップを実施しました。また、2012年12月に神戸で気候・経済の変動に対する社会生態学的な回復力を高めるためのワークショップを地球環境変化の人間・社会的側面に関する国際研究計画(IHDP)、国連大学及び生物多様性科学国際共同研究計画(DIVERSITAS)と共同で実施しました。さらに、2013年2月にIGES関西研究センター、兵庫県と

共同で「固定価格買取制度を踏まえた再生可能エネルギーの普及」と題する国際シンポジウムを神戸で開催しました。また、2013年4月には第18回政府間会合及び科学企画グループ会合を神戸で開催しました。



国際シンポジウム「固定価格買取制度を踏まえた再生可能エネルギーの普及」

情報発信・アウトリーチ

1 情報発信

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取り組み等に反映されるよう、様々な媒体を活用して研究成果を分かりやすく紹介するとともに、地球環境問題に関する最新の政策・研究動向等の情報を幅広く収集・発信しました。

ポリシー・ブリーフ

各研究グループや研究員の研究成果を政策提言としてタイムリーに発信することを目指しています。2012年度には以下のタイトルを発行し、主要な国際会議での配布とともに、国内外の関係機関・関係者に向けて広く発信しました。



タイトル
• 地方自治体による環境国際協力とそのための資金調達
• アジアにおける地球温暖化対策としての技術移転
• 長期電力シナリオと水利用：インドのケーススタディ
• 有機性廃棄物の持続的管理：国・地方レベルでの協同行動の必要性
• REDD+のためのコミュニティ主体の森林モニタリング：現場から得られた教訓と考察
• From NAMAs to Low Carbon Development in Southeast Asia: Technical, Mainstreaming, and Institutional Dimensions
• 気候変動に配慮した廃棄物管理に向けて：統合型都市廃棄物管理の可能性
• 温室効果ガス排出量／削減量のMRVの類型化：NAMAそしてMRVをめぐる議論の整理のために
• COP18決定による日本の京都メカニズム活用への影響

ニュースレター「What's New from IGES」

IGESの研究活動の紹介、セミナーの開催報告及び研究員による考察記事を掲載したニュースレターを3回（2012年6月、10月、2013年1月）発行しました。



オンライン掲載「Monthly Asian Focus: 持続可能なアジアへの視点」

「持続可能なアジア」をキーワードに、ダイナミックに動きつつあるアジアの環境動向を、第一線で活躍する専門家へのインタビューを通じてタイムリーに提供するオンライン連載（月刊）を行いました。また、2013年1月には2012年のインタビュー記事を所収した冊子を発行しました。

メールニュース「E-alert」

IGESの研究活動やIGESが主催するイベント情報等を、国内外約5,000名の購読者に対して月1～2回程度、Eメールで配信しました。

環境情報サイト「Enviroscope」

環境と持続可能な開発に関する情報提供サイトとして、国内外の関連省庁や研究機関の最新情報を提供するとともに、IGESの研究成果データベースとして掲載データの拡充を図りました。

メディアを通じた情報発信

IGESの活動や研究成果を多様なステークホルダーに伝えるための有効な方策のひとつとして、国内外の多様なメディアを通じた情報発信に努めました。リオ+20に関連した資源効率性・生物多様性の研究、また低炭素社会へ向けて

の気候変動への取り組み等が新聞・雑誌で取り上げられたほか、COP18のサイドイベントや国際交渉の行方、中国における大気汚染や環境政策について、国内外のTV・新聞・雑誌・ウェブニュース等に広く報道・掲載されました。



2 地球環境セミナー

IGESでは、賛助会員及び一般の方々を対象に、国内外の最新動向を交えながら地球環境問題に関して分かりやすく解説する「IGES地球環境セミナー」を実施しています。2012年度も時宜に合うテーマを設定し、計3回実施しました。

回	開催日	テーマ	場所	参加人数
第1回	2012年 10月1日	中国環境ビジネスの展望 ～日本企業は生き残ることができるか?～	横浜	100名
第2回	2012年 12月19日	COP18結果速報と今後の展望	横浜	250名
第3回	2013年 2月18日	脱温暖化：低炭素社会に向けた 世界の動きと日本の政策	横浜	135名



3 地域貢献事業

湘南国際村アカデミア

湘南国際村の研究機関ネットワークを活用し、一般の方々を対象とした講演会「湘南国際村アカデミア」を(公財)かながわ国際交流財団と毎年共催しています。2012年度は、「森林と共存～パプアニューギニアの森から～」をテーマにIGES森林保全チーム研究員を講師に迎え、2013年2月3日にIGES本部で実施しました。



地元イベントへの出展

湘南国際村フェスティバル(2012年5月3日)、アジェンダの日(2012年6月2日～3日 於:横浜市)や葉山まちづくり展(2012年6月29日～7月1日 於:葉山町)等、地元密着型のイベントに積極的に参加し、IGESの活動や研究成果について分かりやすく解説を行いました。



資料編



財務諸表 (2012年度)

貸借対照表(総括)

単位:千円

資 産		負 債	
流動資産	1,974,072	流動負債	1,242,050
固定資産	2,831,718	固定負債	168,340
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,395,400
(特定資産)	(2,449,303)	指定正味財産	2,433,629
(その他固定資産)	(132,415)	一般正味財産	961,771

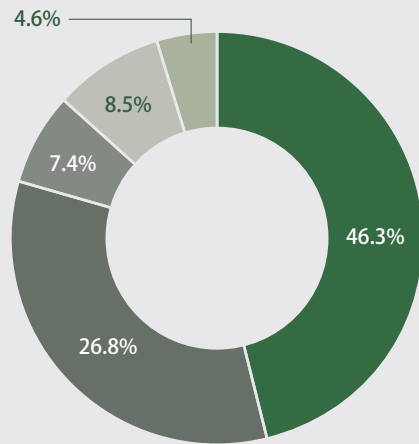
正味財産増減計算書(総括)

単位:千円

		公益目的事業会計				法人会計	合 計
		戦略研究事業*	TSU/IPCC事業	APN事業	JISE事業	-	
I 一般正味財産増減の部							
経常増減	経常収益	2,070,086	181,105	249,408	74,894	218,546	2,794,039
	経常費用	2,104,843	184,369	256,958	82,148	218,546	2,846,864
経常外増減	経常外収益	0	1,037	0	0	0	1,037
	経常外費用	6,488	0	12,939	0	0	19,427
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額		(35)	0	0	(16,420)	0	(16,455)
正味財産期末残高		821,405	168,295	122,903	2,251,559	31,238	3,395,400

*IGESの研究活動及び研究成果の発信。

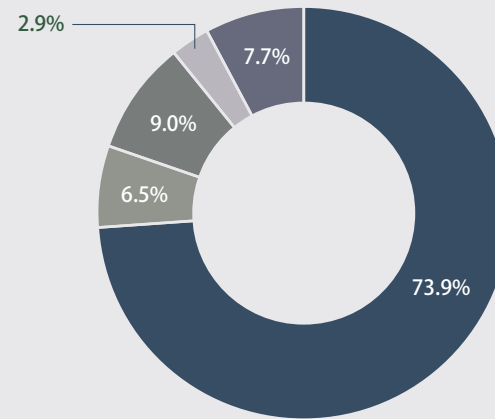
経常収益の内訳



単位:千円

● 受託事業収益	1,294,859
● 環境省他拠出金	926,931
● 地方自治体補助金	206,401
● 地方自治体家賃負担金	236,069
● 運用益等	129,779
合計	2,794,039

経常費用の内訳



単位:千円

● 戦略研究事業費	2,104,843
● IPCC/TSU事業費	184,369
● APN事業費	256,958
● JISE事業費	82,148
● 法人会計	218,546
合計	2,846,864

財団概要

設立経緯

1995年1月

「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。

1996年4月

「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。

1998年3月

財団法人地球環境戦略研究機関発足

2012年4月

公益財団法人に移行

人員構成 2013年3月31日現在

			短期雇用	外国籍
研究職員	戦略研究プロジェクト	90	40	29
	戦略研究以外の公益目的事業	10	0	3
事務職員	管理業務	22	9	0
	研究支援	39	26	8
	戦略研究以外の公益目的事業	14	8	3
計		175	83	43

※短期雇用職員及び外国籍職員の数はい内数

■本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル6階
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5階
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

■北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター 2階
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564

■北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室(IGES中日合作項目弁公室)
Tel:+86-10-8463-6314

■バンコク地域センター

604 SG Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,
Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand
Tel:+66-2-651-8797 Fax:+66-2-651-8798

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4階
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

■国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20 横浜西合同庁舎3階
Tel:045-322-1223 Fax:045-322-1225

理事

ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD)副所長
浜中裕徳(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長
慶應義塾大学特任教授
(元環境省地球環境審議官)
河野博子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
森秀行(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関所長
(元環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課研究調査室長)
新美育文 明治大学法学部教授
庄子幹雄 マサチューセッツ工科大学客員教授
武内和彦 東京大学サステイナビリティ学連携研究機構(IR3S)機構長・専任教授

監事

長谷川健 弁護士
高野堅 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

評議員

キース・ベザンソン 前サセックス大学開発学研究所所長
幸田シャーマン ジャーナリスト
西岡秀三 前独立行政法人国立環境研究所理事
岡田康彦 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所代表社員(元環境事務次官)
トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所シニア・アドバイザー

末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
 アブドゥル・ハミド・ザクリ マレーシア首相科学顧問

顧問

海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 川口 順子 参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
 小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、国立大学法人東京大学総長顧問
 村山 富市 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 西澤 潤一 学校法人上智学院顧問
 ラジェンドラ・K・パチャウリ エネルギー資源研究所所長、IPCC議長
 曲 格平 中国環境保護基金理事会理事長
 エミル・サリム インドネシア大統領公使、元インドネシア環境大臣
 シュアファン・シュミットハイニール 持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長
 アヒム・シュタイナー 国連環境計画事務局長
 モーリス・ストロング アースカウンシル名誉会長
 M.S.スワミナサン スワミナサン研究財団会長
 梅原 猛 国際日本文化研究センター顧問

参与

赤尾 信敏 元在タイ日本国大使
 ルーカス・アスンサン アースカウンシルジュネーブ事務所長
 伴 次雄 一般社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
 畚野 信義 株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
 福川 伸次 一般財団法人地球産業文化研究所顧問
 原 剛 早稲田大学アジア太平洋研究センターアジア環境塾塾長
 平石 尹彦 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)インベントリープログラム共同議長
 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授
 ネイ・トウエン ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授
 石坂 匡身 一般財団法人大蔵財務協会理事長
 鄭 會声 韓国環境政策管理学会名誉会長
 (ジョン・フェイスン)
 小林 悦夫 財団法人ひょうご環境創造協会顧問
 大場 智満 公益財団法人国際金融情報センター顧問
 岡島 成行 公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
 佐々木 正峰 独立行政法人国立科学博物館館長
 モンチップ・スリラタナ・タブカノン タイ上院議会天然資源・環境委員会シニアアドバイザー
 ピーター・ウッズ 前オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省首席広報官
 (姓によるアルファベット順、2013年3月現在)

IGES設立憲章署名機関一覧

合計 48機関(アルファベット順)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦 環境・水資源・国家遺産・芸術省
 カンボジア王国 環境省
 カナダ 環境省

中華人民共和国 環境保護部
 インド 環境・森林省
 インドネシア共和国 環境省
 日本国 環境省
 大韓民国 環境省
 ラオス人民民主共和国 水資源・環境庁
 マレーシア 天然資源環境省
 モンゴル国 自然・環境省
 ネパール連邦民主共和国 環境・科学・技術省
 ニュージーランド 環境省
 フィリピン共和国 環境・自然資源省
 タイ王国 天然資源・環境省
 ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関(ITTO)
 国連環境計画(UNEP)
 国連地域開発センター(UNCRD)
 国連訓練調査研修所(UNITAR)
 国連大学高等研究所(UNU/IAS)
 国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター(シンガポール)
 国際環境法センター(米国)
 アース・カウンシル研究所(コスタリカ)
 財団法人地球産業文化研究所(日本)
 インディラ・ガンディー開発研究所(インド)
 サセックス大学開発学研究所(英国)
 東南アジア研究所(シンガポール)
 マレーシア国際戦略研究所(マレーシア)
 国際環境アカデミー(スイス)
 ワイカト大学国際地球変動研究所(ニュージーランド)
 国際環境開発研究所(英国)
 国際持続可能開発研究所(カナダ)
 国際応用システム分析研究所(オーストリア)
 韓国エネルギー経済研究所(韓国)
 韓国環境政策・評価研究院(韓国)
 国立環境研究所(日本)
 ポツダム気候変動研究所(ドイツ)
 日中友好環境保全センター(中国)
 ストックホルム環境研究所(スウェーデン)
 エネルギー資源研究所(インド)
 タイ開発研究財団(タイ)
 タイ環境研究所(タイ)
 世界資源研究所(米国)
 フィンランドVTT技術センター(フィンランド)
 ワールドウォッチ研究所(米国)
 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所(ドイツ)

公益財団法人 地球環境戦略研究機関定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下「本機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。

2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統合的戦略研究計画に基づく事業
 - (2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。
- (1) 戦略研究を実施すること（国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等（以下「他の機関」という。）との間の共同研究を含む。）。
 - (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
 - (3) 国際会議、セミナー等を実施すること（他の機関との共催を含む。）。
 - (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
 - (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
 - (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
 - (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。
- 3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「公益法人への移行の日」という。）の前に財産目録に記載された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入

- (6) 会費収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

(財産の種類別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産
 - (2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
 - (2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
 - (3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産
- 2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は

理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に余剰金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。

4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員(評議員であつたものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 統合的戦略研究計画の承認

(2) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事に対する報酬等の額

(4) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

(5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(6) 事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 事業の全部又は一部譲渡

(9) 残余財産の帰属の決定

(10) 合併の承認

(11) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

- 第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

- 第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

- 第34条 本機関に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。
- 4 理事のうち1人を所長とする。
- 5 理事のうち1人を副所長とすることができる。
- 6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。
- 7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で

定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。
- 3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐する。
- 6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。
- 7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。
- 9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。
- 10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

- 第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合

においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

- 2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事(本機関の理事であって代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となったことのない者をいう。)又は外部監事(本機関の監事であって過去に本機関の理事又は使用人となったことのない者をいう。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 第53条第1項に規定する研究員等の任命
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究員等)

第53条 本機関に、上席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。

- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
- 3 上席研究員、主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任命する。
- 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第54条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第55条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
 - 4 職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録等
 - (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告含む)
 - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 財産目録、キャッシュ・フロー計算書
 - (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
 - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 定款等の変更及び解散

(定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記(以下「移行登記」という。)を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事:ウイリアム・グランビル 浜中裕徳 森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦
監事:長谷川健 近藤誠一
- 5 この法人の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
キース・ベザンソン 幸田シャーマン 西岡秀三 岡田康彦
トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎 アブドゥル・ハミド・ザクリ



IGES

IGES 2012年度 年報
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

© 2013 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp>

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル6階
TEL: 03-3595-1081 FAX: 03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館5階
TEL: 078-262-6634 FAX: 078-262-6635

■北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1
国際村交流センター2階
TEL: 093-681-1563 FAX: 093-681-1564

■北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)
TEL: +86-10-8463-6314

■バンコク地域センター

604 5G Tower, 6th Floor, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3,
Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330 Thailand
TEL: +66-2-651-8797 FAX: +66-2-651-8798

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館4階
TEL: 078-230-8017 FAX: 078-230-8018

■国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20
横浜西合同庁舎3階
TEL: 045-322-1223 FAX: 045-322-1225

